

報道関係者 各位

平成29年5月16日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 柳澤 恭仁

(直通電話) 03-5403-2265

東海旅客鉄道（掲示板設置）不当労働行為再審査事件 (平成27年(不再)第49号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪和雄）は、平成29年5月16日までに、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～支店管内の人員配置変更により、組合員全員が配置転換された先での組合掲示板の設置申請を会社が認めなかつたのは、従来から一貫して運用し、組合に対して説明されてきた基準に基づいて取り扱われた結果であり、不当労働行為に当たらないとした事案～

本件労使間に組合掲示板の設置に関する明文化された基準は存在しないが、会社は、社内に存在する労働組合のいずれに対しても、自らが定めた基準に基づき一貫した対応をし、また、それを説明しており、組合は会社がそのような取扱いをしていたことを認識していたものと認められるから、組合の組合掲示板設置申請を当該基準に基づいて不許可としたことは、不当労働行為に当たらない。

I 当事者

(いずれも平成28年11月現在)

再審査申立人（会社）

東海旅客鉄道株式会社 (愛知県名古屋市) 従業員21,080名

再審査被申立人（組合ら）

ジェイアール東海労働組合（組合）（東京都大田区） 組合員 300名

ジェイアール東海労働組合名古屋地方本部（地本）（愛知県名古屋市） 組合員 35名

II 事案の概要

- 会社が、①組合の組合員（本件組合員）全員を運輸区に配転し（本件配転）、配転先で組合が申請した組合掲示板の設置を許可しなかつたこと（本件掲示板設置不許可）が、労組法第7条第3号に、②組合掲示板の設置等を議題とする団体交渉に応じなかつたこと（本件団交拒否）が、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして救済申立てのあった事案である。
- 初審三重県労委は、①本件掲示板設置不許可は不当労働行為に当たるとして、会社に対し文書交付を命じ、また、②本件団交拒否は不当労働行為に当たるが、事後に組合掲示板の設置に関する協議が行われたこと等により救済の必要性が消滅したとして、本件団交拒否に係る救済申立てを棄却したところ、会社は、これらを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主要旨

会社の再審査申立てのうち、①本件団交拒否について不当労働行為を認めた初審命令の理由中

の判断の取消しを求める申立て（本件団交拒否に係る再審査申立て）を却下し、②初審命令の主文第一項（本件掲示板設置不許可が不当労働行為と認められた旨の文書の交付）の取消しを求める再審査申立てを認容して同部分に係る組合らの救済申立てを棄却した。

2 判断の要旨

(1) 本件掲示板設置不許可は労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか

- ア 本件労使間においては、組合掲示板の設置には会社の許可を要する旨の労働協約の定めによって組合掲示板が設置されている。具体的な設置許可の基準としては、明文化はされていないが、①職場に5名以上の組合員が存在し、かつ、掲示スペースに余裕がある場合、原則として一職場に一箇所を指定する、②一旦許可したら、人事異動等によりその職場に所属する組合員が5名未満になったとしても、直ちに設置許可を取り消さないが、組合員が1名以下となった場合には、設置許可を取り消すこととしている、③②を理由に一旦許可を取り消した後に再度当該労働組合から設置許可申請があれば①に基づいて改めて設置の可否を判断する、という基準（組合掲示板設置許可基準）があり、会社は、社内に存在する全ての労働組合について一律にこの基準どおりの取扱いをし、また、各労働組合に対しこの基準の説明を行ってきたことが認められる。
- イ 会社は、各労働組合に対して組合掲示板設置許可基準に基づき一貫した取扱いをし、組合に対しても同様の取扱いをしている。組合の情宣文書の記載をみれば、会社が組合掲示板設置許可基準（少なくとも上記ア①）による取扱いを行っていることを組合も認識していたことが認められる。また、本件配転は合理的理由に基づいて行われたものであって、本件掲示板設置不許可について、組合の弱体化を企図したものと疑わせる事情も認められない。
- ウ 会社が、本件組合員の配転先で組合が申請した組合掲示板の設置を許可しなかったのは、配転先の組合員が4名であり、組合掲示板設置許可基準の①（職場に5名以上の組合員が存在すること）を満たなかったことが理由であると認められる。組合と会社の間には、従前から、組合掲示物をめぐる多数の係争があり、また、本件設置許可取消し及び本件掲示板設置不許可により、支店管内には組合の組合掲示板が一つもない状態となって、結果として組合は、支店管内において組合掲示板を用いた情報宣伝活動を行えなくなったことが認められるが、会社が、それを目的として上記取扱いをしたとまで認めることはできないし、その他の事情を勘案しても、本件掲示板設置不許可を不当労働行為とまで認めるることは困難である。

(2) 本件団交拒否に係る再審査申立ては適法か

- ア 都道府県労働委員会が発した救済命令等に対して再審査の申立てをするには、再審査を申し立てる者に不服を主張する利益、すなわち再審査申立ての利益が存しなければならず、当該利益が存しないにもかかわらずなされた再審査の申立ては、不適法なものとして却下すべきである。
- イ 会社は、初審命令理由中の判断を不服として再審査を申し立てているが、再審査申立ての利益は、初審命令又は決定において不利な主文があったかどうかを基準として判断されるものであって、理由中の判断により受ける不利益は事実上のものにとどまる。会社は初審において本件団交拒否に係る救済申立てを棄却する旨の命令を求めていたが、本件の初審命令は、その主文において同救済申立てを棄却しており、初審命令は、同救済申立てに関し会社に対して何らの不利益を課していない。
- ウ 以上によれば、会社に初審命令のうち本件団交拒否に係る救済申立てに対する不服を主張する利益は存しないから、会社の本件団交拒否に係る再審査申立ては、申立ての利益を欠く不適法なものとして却下する。

【参考】

初審救済申立て日 平成25年3月25日（三重県労委平成25年(不)第1号）

初審命令交付日 平成27年10月23日

再審査申立て日 平成27年11月6日